

令和3年第1回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

菅 立 順 美

押印掲載
を省略

1 日時 令和3年 1月 26日(火) 15時00分～ 16時40分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

田中 康治 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

財政局 財政部 契約課 管理係長

都市整備局 技術管理室長

都市整備局 技術管理室 技術企画係長

水道局 総務部 財務課長

水道局 総務部 財務課 契約係長

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

水道局 給水部 南管路整備課長

水道局 給水部 南管路整備課 工事第一係長

交通局 総務部 財務課長

交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長

交通局 鉄道技術部 施設課長

ガス局 総務部 財務課長

ガス局 総務部 財務課 契約係長

ガス局 製造供給部 建設課長

市立病院 経営管理部 財務課 契約会計係長

市立病院 経営管理部 財産管理課 施設係長

加藤 康弘

大場 剛典

岡部 圭子

吉田 光宏

佐々木 健雄

高橋 賢

根本 大助

佐藤 宏之

相澤 正徳

尾形 晋治

中島 大樹

千葉 和宏

齋藤 善高

小松 淳

後藤 敏哉

大内 盛徳

宮嶋 邦彦

青木 稔

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 蘆立 順美 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P. 2～P. 32) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P. 33) に基づき説明。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、令和 2 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までに契約した予定価格 1,000 万円以上の案件が対象である。</p> <p>総契約件数は、市長部局と企業との合計で 314 件である。前年同期は 287 件であり、総契約件数としては 27 件増加している。</p> <p>制限付き一般競争入札の件数が増加しているが、これは泉区で昨年度は 10 月から 12 月にかけて発注した工事を、今年度は前倒しで発注したことが主な要因と考えられる。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は 0 件である。</p> <p>制限付一般競争入札は 298 件であり、内訳は市長部局で 213 件、水道局で 49 件、交通局が 21 件、ガス局が 13 件、市立病院が 2 件である。</p> <p>(資料 P. 2～P. 26 参照)</p> <p>指名競争入札は市立病院の 1 件である。</p> <p>(資料 P. 27 参照)</p> <p>随意契約は 15 件、内訳は市長部局 8 件、水道局 2 件、交通局 3 件、ガス局 2 件である。</p> <p>(資料 P. 28～P. 32 参照)</p>
指名停止の運用状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(令和 2 年 10 月 1 日から 12 月 31 日)における指名停止は 4 件である。</p> <p>事案 1 は北芝電機(株)である。遅くとも平成 29 年度から令和元年 5 月までの間、請負った建設工事の一部において、主任技術者等を配置すべきところ、</p>

		<p>資格要件を満たさない技術者を配置していたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、令和 2 年 6 月 23 日に東北地方整備局の監督処分を受けたものである。そのため、指名停止要綱に定める措置要件の「建設業法違反」として、1 ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>事案 2 は、(株)大幸建設である。本市発注の工事において発生した作業員の負傷事故について、作業を行う際に必要な措置を講じていなかったことが労働安全衛生法違反に当たるとして、令和 2 年 9 月 9 日に仙台労働基準監督署より是正勧告を受けたものである。</p> <p>この負傷事故は、令和 2 年 8 月 24 日の作業終了後に、作業で使用した機械をダンプトラックに載せようとしたところ、その機械が転倒し、作業員が左手首や左足首を負傷したというものである。このことが、指名停止要綱に定める措置要件の「工事関係者事故」にあたるとして 2 ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>事案 3 は(株)エムセツである。本市発注の工事において、入札参加資格の施工実績に関する条件を満たす実績がないにもかかわらず、入札に参加し、落札候補者となった後に辞退したというものであり、指名停止要綱に定める措置要件の「不正または不誠実な行為」にあたるとして 1 ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>事案 4 は東伸エンジニアリング(株)である。東伸エンジニアリング(株)の元取締役が別府市水道局の発注工事に関し、別府市元職員への贈賄の容疑で逮捕されたというものである。</p> <p>これは、平成31年2月ごろ、浄水場の機械設備工事の入札に関し、便宜を図ってもらった見返りに、別府市の元工務課長に100万円を渡したとして、東伸エンジニアリング(株)の元取締役が、令和2年11月16日に逮捕されたというものである。このことから、指名停止要綱に定める措置要件の「一般役員の贈賄」にあたるとして4ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>(資料 P. 33 参照)</p>
<p>随意契約が増加した理由について</p>	<p>委員 事務局</p>	<p>随意契約が、前年度7件から15件に増えているが、理由は何か。</p> <p>随意契約は、市長部局の案件で増えているが、陸上競技場の3種公認更新等改修工事、システムデジタル化（スプリアス対応）及び機能向上工事、ごみ処理工場の修繕工事など、特殊な工事が案件として多くあり増えている。</p> <p>(資料P. 28参照)</p>
<p>施工実績について</p>	<p>委員</p>	<p>指名停止の事案3で、入札参加資格の施工実績を満たしていないというのは、具体的には工事規模の点で、その実績を満たしていないということか。実際に発注した工事の工事規模と、入札参加資格として定めた工事規模の関係としては、同程度のものを求めているのか、それともより入札者を増やすために多少規模を抑えて設定しているのか、そのあたりはどうなっているのか。</p>

		か。
	事務局	今回の機械設備工事で発注した面積の、概ね半分の面積の7割程度、今回で言えば1,500㎡の実績を求めている。
技術者の資格要件の確認について	委員	事案1だが、主任技術者等を配置すべきところを、要件を満たさない技術者を配置したということはどのようにして分かったのか。平成29年度から令和に限っては5月までという期間も長いように思うが、工事の種類、工事の一部においてということだが、要件を満たさない技術者を配置したということは、チェック体制がないと発注者側がわからないことなのか。
	事務局	本市発注の工事という訳ではないので、具体的には分からないところがあるが、今回、東北地方整備局の方から建設事業者に対する監督処分ということで記者発表がされたことを受け、本市においても指名停止を行った。
	委員	東北地方整備局が、チェック機能を果たす機関なのか。
	事務局	建設業法に基づく監督処分となっているが、その監督処分を行う権限があるのが建設業の許可を出している国土交通省や都道府県であり、今回で言えば東北地方整備局より監督処分を行ったと記者発表がされたことを受けて、その事実を踏まえて本市において指名停止を行ったというものである。 参考までに、本市発注工事の場合であれば、一般競争入札の場合、技術者の資格要件等を定めているものは、入札後、落札候補者となった段階で、配置予定の技術者の資格要件等を確認できる資格証等の写し等の提出をお願いしているほか、技術者の情報を登録するコリンズという登録機関があるが、配置予定の技術者が適切に案件の現場を担当できるか、他の現場との兼務を行っていないか等の調査を行った上で、最終的に資格審査後に問題がなければその事業者を落札者とする手順を踏んでいるので、よほど虚偽の申請などをされない限りは、資格のない技術者を本市の発注工事で配置するということはない。
指名停止期間中の発注の有無の確認について	委員	事案1の事業者が、この指名停止事由記載の期間に仙台市からの業務を請負ったという事実はあるか、確認は行ったのか。
	事務局	指名停止事由記載の期間において、本市の発注工事の受注実績はない。
	委員	事案4の事業者に関しても、最近の案件で受注した実績はないのか。
	事務局	ここ近年、本市の発注工事の受注実績はない。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる 314 件の工事のうち、高橋委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10件を報告。(詳細は資料 P. 34 参照)

2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

②上谷川浄化センター最終沈殿池外電気設備更新工事（高橋委員抽出）

⑤（一）秋保温泉愛子線（青木地区）舗装改修工事（金澤委員抽出）

⑥水管路災 第 2020-13 号 口径 50・100 耗 荒浜新一・二丁目地内配水支管
災害復旧工事（高橋委員抽出）

⑧（都）宮沢根白石線（南鍛冶町工区）ガス低圧本支管工事（蘆立委員抽出）

◆指名競争入札

⑨仙台市立病院サーバー室等改修工事（高橋委員抽出）

◆随意契約

⑩松森工場焼却炉内耐火物等修繕工事（田中委員抽出）

（3）抽出事案の審議

【質疑応答】

「②上谷川浄化センター最終沈殿池外電気設備更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、七北田公園の西側の、七北田川を跨いで西側にある上谷川浄化センターの最終沈殿池、脱臭設備、曝気設備の電気設備更新工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札、総合評価簡易型 I 型（プラント型）を適用した。工期は令和 2 年 9 月 4 日から令和 3 年 3 月 31 日までである。</p> <p>入札参加資格として、過去の類似及び同種工事等の発注実績、工事規模等から、市内に営業所を有する 800 点以上の電気設備工事業者とした。また、施工実績は、国または地方公共団体等が発注した下水道処理場またはポンプ場の電気設備の新設または更新工事の施工実績があることとした。</p> <p>入札参加申請及び入札参加者は 1 社で、令和 2 年 8 月 5 日に開札した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札はなく、令和 2 年 8 月 24 日の総合評価委員会の審査を経て、(株)東光高岳東北支社を落札者とした。</p> <p>（資料 P. 40～43 及び P. 73 参照）</p>
入札参加資格を有する事業者数と、入札参加者数が少ない理由について	委員	入札参加者が1社だった理由と、この市内営業所を有するという条件の場合、どのくらいの会社が該当するか。
	事務局	市内に営業所を有する、電気設備工事800点以上という会社は237社である。
	事務局	最初の入札参加者が1社だった理由についてだが、(株)東光高岳は新設時の施工に携わった会社であったというところで、それ以外の事業者が手を挙げなかったものである。
	委員	もともと施工したところが今回も施工という形になっているということ

	か。
事務局	結果的にそうなっている。
委員	他の事業者は入りづらいものか。競争が働かない入札になっているようだが。
事務局	発注時点においては、他の会社でも施工ができるということであり、7月に一般競争入札で公告を行った。実際どのくらいの事業者が設計図書等を購入し入札参加を検討したか、この場では分からないが、元施工の事業者や、施設に精通している事業者に優位性のようなものがあると、他の事業者が判断したものと考えている。
委員	なかなか競争が働きづらいということなのかと思うが、そういうものなのか。
事務局	本案件はプラント工事ということで、メーカーの更新であり、既存のものを撤去して新しいものを施工するというものだが、やはり、既存の施設に精通しているという部分の優位性や、既存の施設を知っていることによる様々な調査などの部分において、費用面や様々な面で元施工業者に優位性があるというふうに他社が判断したものと考えられる。
委員	先の質問と関連するが、同じようなプラント型工事の場合で、やはり新設時の落札事業者が、同じように更新時も落札するというのは以前からあるのか。
事務局	手持ちの資料では、新設時に携わった会社であったということしか分からない。今回の工事が、その後の何度目の工事だったかは手持ちの資料では分からない。
委員	今の質問にやや関連するが、資料P. 6に電気設備工事関係の案件が載っているが、案件によっては結構入札参加者がいる。見てみると小学校等は入札参加者が結構たくさんいるが、本案件のような浄化センターやポンプ場等は、かなり入札参加者が少ないという傾向が見られる。 同じ電気設備でも、ポンプ場のような施設の場合の電気設備工事というのは、やはり特殊な要素があって、なかなか入りづらいところがあるのだろうかという推測は付くところだが、一般的な電気設備工事と変わりはないのか。このポンプ場工事だけ入札参加者が少ないのが不自然に感じる。
事務局	まず発注の仕方として、今、例に出された学校の大規模改修工事等の場合は、電気設備工事としては、照明器具やそれに関する電気、電線などの工事が主なものになる。 照明器具等であれば、いろいろな汎用品を作っているメーカーは多いと思うが、一方でポンプ場やプラント設備に関しては、製品そのものの形や大きさではなく、性能を満たすものを求めて発注するという大きな違いがあるの

		<p>かではないかと考えている。</p> <p>そのため、メーカーの能力的な違いや、設備の得意不得意といったものも出てくるものと考えられる。</p>
	事務局	<p>P. 7 にポンプ場の電気設備工事ということで2件並んで記載しているが、上から7番目に記載のある長町第1ポンプ場の電気設備改築工事の入札参加申請者が1名、その下の蟹沢ポンプ場の電気設備工事は入札参加申請者5名ということで、これらの案件の主な施工内容の違いは、大規模な浄化センターも同様だが、施設を動かしながらその工事をやらなければいけないという制約があるかないかというところである。元施工の事業者や、その施設の管理運営などを行い精通している事業者がいる状況だと、その事業者が有利だと考え、敬遠される傾向があり、一方で、蟹沢ポンプ場のような、新しい事業者参入しやすいような施工条件のものであると、複数の事業者が入札参加しているというような違いがあるという状況である。</p>

「⑤ (一) 秋保温泉愛子線 (青木地区) 舗装改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、秋保温泉街から錦ヶ丘に繋がる道路である秋保温泉愛子線の舗装改修を行う工事である。</p> <p>入札方式は、制限付一般競争入札総合評価簡易型I型（地域実績型）を採用した。工期は、令和2年8月18日から令和2年11月30日までである。</p> <p>入札参加資格は、過去の類似及び同種工事等の発注実績、工事規模等から、市内に本店を有する格付評点700点以上の道路舗装工事業者とした。施工実績については、国または地方公共団体等が発注した道路舗装工事の施工実績があることとした。</p> <p>入札参加申請は8社だったが、1社辞退のため入札参加者は7社となり、令和2年7月16日に開札した。総額判断基準価格を下回った入札は7社、そのうち失格判断基準価格を下回った入札が2社であった。令和2年7月31日の総合評価委員会の審議を経て、㈱日啓工業を落札者とした。</p> <p>(資料 P. 52～55 及び P. 76 参照)</p>
入札金額が類似していることについて	委員	<p>本案件は事業者に人気があり、また積算を行うソフトもある程度そろっていたため、これだけ似通った金額で入札されたということか。</p>
	事務局	<p>その通りである。</p>
総合評価項目「エ」について	委員	<p>この総合評価の、企業の施工能力の評価項目「エ. 過去1ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等」について教えてほしいのだが、今回の入札で、㈱</p>

		日啓工業がマイナス1点となっているが、これは事故が1件あったということでマイナス1点と評価されているのか。
	事務局	<p>委員のお話の通りであり、(株)日啓工業が仙台市の発注工事を施工中に労働災害事故があったものである。宮城野区での発注工事で現場を施工中に怪我をしてしまった作業員がいたということで、発注課から文書指導があった。</p> <p>総合評価の審査においては、文書指導があった場合については発生から1年間、1件につきマイナス1点というような形で減点しており、本案件の落札者についてはこのマイナス1点が発生しているものである。</p>
	委員	過去1年というのは、いつを基準として過去1年と計算されるのか。
	事務局	本案件の工事の場合であれば、開札日は令和2年7月16日だが、この開札日を含む過去1年間の間に文書指導があった場合、1件につきマイナス1点という形になる。
総合評価の点数で逆転することはあるか	委員	<p>舗装改修工事ということで、総合評価を取り入れて、従来くじ引きで落札者を決めていたものが、より競争性を持った形で落札者を決定している。</p> <p>今期の場合もこの抽出番号5番だけではなく3番、4番もそうだと思うが、総合評価を行うことで、最低の額で応札した会社が、総合評価の結果落札者とならないということは、どの程度発生するものなのか。</p> <p>舗装改修工事の場合には、失格基準価格に非常に近い金額が、計算で出てきてしまうということはあるのだろうか。</p>
	事務局	<p>舗装改修工事の場合、元々評価点が高い業者で、評価点が高いため他の業者の動向を見ながら入札額を高め設定するなど、失格基準価格よりも多少上乘せした、余裕を見た形で入札をして、結果逆転をして落札している、という状況が見受けられる。舗装改修工事の場合は市内の舗装業者なので、どこの業者がどういった技術者を配置している、空いているなどという状況もある程度把握した上で入札額を決めていると思われ、色々な情報を踏まえた上で入札を行った結果、落札者の逆転が生じていると思われる。</p> <p>ただ、舗装改修工事の例は、稀なケースである。本庁の発注工事も含めると、逆転率は2割程度であり、それほど高くない状況になっている。また、総合評価の方式でいうと、簡易型Ⅰ型であれば、企業の評価点は決まった形で算出されるので、簡易型Ⅱ型のような施工計画の評価を含めた仕組みのものよりは、逆転するパターンは少ない。</p>
総合評価項目「タ」について	委員	この総合評価の、企業の地域貢献の評価項目「タ．防災に関する応援協定等の締結実績及び協定に基づく活動実績」について、項目が(1)、(2)とあるが、(1)はどういった内容が対象になるのか、どのような場合に満点となるのか。
	事務局	まず防災協定の評価項目「タ．防災に関する応援協定等の締結実績及び協

		<p>定に基づく活動実績」だが、(1)については、仙台市と締結した防災協定について評価しており、評価の違いについては、締結している協定の内容、重要度に応じ上乘せ加点を行う形としている。満点になる場合というのは、仙台市と防災協定を結んでいる中でも、災害発生時の初動対応で、例えば瓦礫の除去などを担っていただくというような協定については評価を高くしており、満点1.5点が加点される。</p> <p>(2)については、防災協定に基づく活動実績を評価するということで0.5点満点としており、活動実績は、本市担当課との防災訓練や、災害が実際に発生して、本市からの協定に基づく応援措置要請を受けて、実際に携わっていただいた実績についても加点を行う形にしている。</p>
総合評価項目「ケ」について	委員	<p>この案件は総合評価で決まったようなところがあるので細かく見たが、「再」となっている評価項目「ケ. 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴」のところだが、過去5年間、現年度における優良建設工事の技術者の表彰歴があるかないかについては、自分の会社のことなので明確だと思うが、なぜこれが「再」となって0点になってしまっているのか。書類の不備などによるものか。</p>
	事務局	<p>評価項目「ケ. 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴」の「再」となっている部分であるが、評価基準として、公告日の属する年度の直前の5ヶ年度と現年度を対象にしており、現年度の表彰部分については、「公告日までに表彰を実際に受けたもの」を対象としている。本案件に関しては、この現年度の表彰に関して、公告日の前に表彰を受けたわけではなく、表彰日が実際にはもう少し後だったため、やむを得ず再評価になっているものである。</p>

「⑥水管路災 第2020-13号 口径50・100 菅 荒浜新一・二丁目地内配水支管災害復旧工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、東日本大震災で被災した配水管を、耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管並びに水道配水用ポリエチレン管に布設替えを行う復旧工事であり、東日本大震災による災害危険区域のエリアでの施工である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札の総合評価 簡易型 I 型（配管工事）を適用した。</p> <p>入札参加資格は、特定建設業の許可を受けていること、仙台市内に本店を有し水処理施設工事の格付評点が 750 点以上であること、平成 17 年度以降に完成した国または地方公共団体等が発注した上水道送配水管布設工事につ</p>

		<p>いて、元請負としての施工実績があること、配置技術者については3ヶ月以上の直接雇用関係にあるものとした。参加申請者及び入札参加者は3社で、令和2年7月8日に開札した。</p> <p>開札の結果、総額判断基準価格を下回る落札はなく、令和2年7月20日の技術事項審査委員会の審査を経て、渡辺建設工業㈱を落札者として決定したものである。</p> <p>(資料 P. 56～59 及び P. 77 参照)</p>
総合評価項目「シ」について	委員	<p>本案件の総合評価では、企業の地域貢献の評価項目「シ. 若手又は女性技術者の配置状況」で配点になっているが、どのような意図でこの評価項目を設けており、どういった場合にこの配点が認められるのか。</p>
	事務局	<p>市長部局案件も水道局の案件も同様に取り扱っているが、この工事に従事する予定の配置予定技術者が公告日現在で40歳以下の場合に1点加点するという内容である。女性の技術者の場合は、年齢制限なく女性の配置ありということで1点という加点になる。</p> <p>この評価項目は平成29年度から採用しており、平成29年度に大きい制度改正をした際に、若手、担い手の確保というような観点で評価項目として加えて、そのまま運用を続けているというものである。</p>
この時期に施工した理由について	委員	<p>入札とは直接関係ないが、「東日本大震災の災害復旧」ということだが、なぜこの時期に行ったのか。災害危険区域ということで、今いろいろな提案やプロジェクトが荒浜で行われているというのは理解するが、何か今やらなくてはならない事情があったエリアなのか。</p>
	事務局	<p>荒浜地区は防災集団移転跡地の利活用ということで、災害復旧としては最後の整備である。この工事は跡地利用の事業者が決まったことによって地区の水需要が最終的に確定し、既設管が破損しているのはもとより少し大きな口径だったため、需要に合わせて小さくして復旧整備を行うという工事を今の時期に施工したものである。</p>
	事務局	<p>補足になるが、資料 P. 3 に「集団移転跡地利活用事業荒浜地区整地工事」の「その6」、「その7」、「その4」とある。先ほど水道局から集団移転跡地利活用事業の事業者が決まったという説明をしたが、整地工事も今、大詰めの段階を迎えており、それに伴い、本案件のような水道管や下水道管の布設の工事を進めているという状況である。</p>
今後の水道管更新について	委員	<p>水道管に関しては、老朽化が進んでいるというところで、仙台市内の色々なところで工事は進んでいるとは思いますが、水道管の老朽化による工事というのは増えているものなのか。</p> <p>これから考えられる水道管の工事量が、増加の傾向にあるのかどうか確認したい。</p>

	事務局	<p>冒頭に総括表の説明があったが、その中でも水道局の制限付き一般競争入札は49件ということで、他企業に比べて多いが、これらは老朽化する配水管の更新のペースアップに伴うものである。</p> <p>水道局では令和2年度から令和11年度までの10年間の基本計画を定めており、この前期5年の中期経営計画も合わせて策定をしているが、この中での重点施策として、管路更新のペースアップというものを謳っている。これまで平均して、年間で27km程度の整備の更新を行ってきていたが、これを前期の中期経営計画期間の5年間で1.5倍、40kmにペースアップするという計画である。</p> <p>この関係もあり、基本計画、中期経営計画の初年度である令和2年度発注工事は当然、多くなってきているという状況にある。</p>
--	-----	---

「⑧（都）宮沢根白石線（南鍛冶町工区）ガス低圧本支管工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は都市計画道路の宮沢根白石線の若林区南鍛冶町から穀町にかけての南鍛冶町工区の道路築造に関連してガスの本支管を埋設する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札、工期は令和2年9月2日から令和3年3月16日までである。入札参加資格は、建設業許可の区分は特定・一般、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に営業所を有すること、土木工事または給排水衛生冷暖房工事の格付評点が650点以上とした。</p> <p>また、都市ガス低圧本支管工事は、ガス局から第一種工事人の公認を受けているものが施工可能であるため、ガス工事人の種別としては、第一種工事人を参加資格として設定したほか、あわせて配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加資格申請者及び入札参加者は1社で、開札の結果、総額判断基準価格を下回っての入札はなく、施工実績及び配置予定技術者の資格審査を経て、仙台ガス水道工業(株)を落札者として決定した。</p> <p>(資料は P. 64~66 及び P. 79 参照)</p>
入札参加資格を有する事業者数と、入札参加者数が少ない理由について	委員	<p>本案件の入札参加資格を満たす会社は何社ぐらいあったのか。また、入札参加者がなぜ1社なのか、引き続きの工事だったためなど、何か特殊な理由があったのか。</p>
	事務局	<p>明確な理由は分からないが、本案件は都市計画道路の工事に当たり、まずは道路の築造工事、それからほかにも水道管の布設や、ガスの本支管の設置があるので、色々な調整を行わなければならないということで、敬遠された可能性があると考えている。</p>

		また、本案件の要件を満たす事業者の数は9社である。
	委員	要は、本案件はガスの本管の工事だが、受注したところで、水道の事業者や、他の事業者との調整が必要という点が敬遠されたということか。
	事務局	要因の一つかと考えており、あとは、その入札時までどのような受注状況であったか、それに伴って技術者等のマンパワーを確保できるか等の問題などもあるので、いろいろ要因はあるかと考えている。
ガス管の新設と入れ替えの違いが入札参加者数に影響するか	委員	P. 25、ガス局の今期の発注工事一覧を見ると、入れ替え工事はそこそこ入札数がある。新設の場合は先ほど説明があったように、他の工種、電気設備工事などとの調整が必要で敬遠されたのではないかとということだが、新設工事と入れ替え工事というところで、新設工事の方が手を挙げにくい、参加しづらいということはあるのか。
	事務局	ガスの工事だが、新設工事というか本管工事については、入れ替え工事とほぼ同じなので、参入しづらいということはほとんどない。逆に、プラント工事については、やはり先ほどの水道局のポンプ場などと同じように、設置した事業者以外はなかなか参入しづらいような傾向があるが、本管工事については入れ替え工事でも新設工事でも問題なく参入していると考えている。

「◎仙台市立病院サーバー室等改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、市立病院3階の既存事務室をサーバー室とするために、内部改修を行う工事である。こちらについては、総合医療情報システムのサーバー更新を令和3年度以降に予定しており、今年度中に新たなサーバー室を構築する必要があるということで、本工事を施工することとしたものである。</p> <p>入札方式は指名競争入札、工期は令和2年7月16日から令和3年2月12日である。</p> <p>指名事業者数は15社、市内本店の鉄骨鉄筋コンクリート建築工事業者を選定している。指名事業者15社のうち13社が辞退し、入札参加者は2社であった。この案件は予定価格事前公表型であったので、入札金額が2社同額で、くじにより㈱ウエスト工房を落札者とした。</p> <p>本案件は、当初、制限付き一般競争入札として令和2年4月24日に市内本店、鉄骨鉄筋コンクリート工事の600点以上950点未満を入札参加条件として公告したが、入札参加申請が1件もなかったため取り止めとなっていた。このため、入札参加資格の条件を見直して、改めて公告を行う予定であったが、担当課より、年度内で完成する必要がある工事であり、今回取り止めと</p>

		<p>なった建築工事のほかに、関連するサーバー室の電気工事、機械設備工事とあわせて施工する必要があるため早急に対応したいという要望があったため、指名競争入札とした。</p> <p>(資料 P. 68～69 及び P. 80 参照)</p>
一般競争入札の際の予定金額について	委員	1回目の制限付き一般競争入札の際の予定価格も同じく1,465万円だったのか。
	事務局	予定価格については、4月に公告した時点での歩掛を使っていたため若干違っている。
	委員	金額は増額となったのか、減額となったのか。
	事務局	金額は4月公告時より減額となっている。
	事務局	<p>補足だが、本案件の予定価格については、実際の工事の工期に合わせて、諸経費のところが変わってくる。最初の一般競争入札の公告時には、設定していた工期が指名競争入札で設定した工期よりも長く、その分諸経費が若干上乘せになっていたため、一般競争入札公告時の予定価格は、指名競争入札の時の予定価格よりも若干高いものになっていた。</p> <p>改めて指名競争入札を行った時には、工期が短くなったので、その分の経費が若干下がっているものである。</p>
関連工事の入札実施状況について	委員	P. 26の今期の市立病院の一般競争入札による発注工事一覧を見ると、電気設備工事、機械設備工事、建築工事等は通常分けて発注するということが、今回は建築の改修工事の部分だけが入札が取り止めになったが、電気設備工事や機械設備工事は、発注がもう進んでいる状態だったということなのか。そのため、建築工事の方も指名競争にせざるをえなかったということなのか。
	事務局	サーバー室の電気設備工事、機械設備工事についても4月に同様に公告を行っていた。こちらの方は2社～3社、入札参加申請があったが、建築工事の方と一体的にやるということで、こちらの方も一旦取り止めとしており、再度サーバー室の電気設備工事を一般競争入札で行っている。
	委員	電気設備工事や機械設備工事は、どの段階で取り止めとしたのか。
	事務局	建築工事の入札参加申請がなかった時点で取り止めとした。
	委員	まだ入札していない段階で、ということか。
	事務局	その通りである。
辞退者が多いことについて	委員	辞退者が結構あったと思うが、同じような工事の場合だと、こういった辞退者が多いという傾向になるものなのか、それとも初めてこういった状況になっているのか。
	事務局	今回の工事と大体同種の規模の工事だとこのような傾向があると考えられ

		<p>る。</p> <p>工事の金額は事前公表とし、その金額に応じて指名する事業者の選定等を行うが、現状では技術者の配置など、人員の手配の部分で、指名した事業者や、一般競争入札で応札を検討した事業者の中では、なかなか人員の見込みが立たないなどの理由で辞退するということはあるかと考えている。</p>
--	--	---

「⑩松森工場焼却炉内耐火物等修繕工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、運転免許センター東側に位置する松森工場内の焼却設備等の修繕工事である。</p> <p>契約方式は随意契約、工期は令和2年7月7日から令和3年3月26日までである。</p> <p>随意契約の理由だが、松森工場については、三菱重工(株)の独自システムで構築されたものであり、当該事業者より事業移管され特許等の使用が認められた、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)以外では部品の調達や施工ができないということで特命随意契約としたものである。令和2年6月30日に見積り合せを行った上、契約を行っている。</p> <p>(資料 P. 70～71 及び P. 81 参照)</p>
施設の使用期間について	委員	この更新工事というのは、大体何年に1回ぐらい行う予定で設計をしているのか。
	事務局	<p>毎年である。</p> <p>市内に3つ工場があるが、ごみの搬入を止めるわけにはいかないので、葛岡工場はこの時期、松森工場はこの時期、今泉工場はこの時期という形で計画的に期間を定めている。松森工場の場合、炉が3つあるが、全て止めて更新工事を行うのではなく、3つのうち1つを止めて、ほかのところを点検しながら更新工事を行っているので、性能を維持するためには、毎年、定期的に止めて補修を行っているというような状況である。そのため、毎年、この時期になれば、松森工場から特命随意契約案件として報告し、審議いただくような状況となっているものである。</p>
	委員	この焼却炉は何年間使う予定なのか。毎年交換し、それが例えば50年だとすると、50回工事しなくてはならないということになるが、大体何年ぐらいを想定して、焼却炉というのは作られているのか。
	事務局	聞き取りなので、正確ではないかもしれないが、現在、計画上は25年使用すると聞いている。

	委員	25年間ずっと随意契約をする予定になってしまうのか。
	事務局	各清掃工場は全て、施工事の独自の設計思想に基づいて整備されているが、こちらの松森工場であれば、三菱重工(株)の施工で平成 17 年度に供用開始しているので、25 年の半分ぐらいは経過している。
	事務局	最低 25 年というような計画になっているようで、今後の状況によっては変更があるかも知れない。
	委員	計画期間が長ければ長い方が、おそらく費用も掛からなくて良いものか。
	事務局	今回もそうであるが、焼却炉は中に炉を守るために耐火煉瓦を敷いており、炉の中の耐火物の補修というのは、火を落として止めて、焼いている間に傷んだ部分の炉を補修するということを繰り返しやっているものなので、どうしても毎年同じような形で点検補修をするような形になっている。
	委員	今回も結局、予定価格から30万円減の見積金額となっているが、そもそも金額が非常に大きいものなので、もう少し減額があってもいいのではないか。
	事務局	工場施工時に、そのメーカーの設計思想による、メーカーの独自の機器により構築しているので、参考の見積もりを取るのも、このメーカーからしか取れない。汎用品を使えるところは、汎用品の見積もりを取ってはいるが、それ以外の部分、専用の部品となると、供給しているところが1ヶ所しかないため、参考見積りとほぼ同額になっている。 逆に、不調になってしまうと、今度は、補修ができないという中々困る部分もあり、影響のない範囲内というところで、今回のような契約になったと考えられる。
各工場の契約相手方について	委員	葛岡工場や今泉工場も、三菱重工(株)のような、大手事業者が、常に随意契約しているのか。
	事務局	葛岡工場は日立造船(株)が製作している。
	委員	それでは、全部独占しているという訳ではないのか。
	事務局	工場を製作するときには競争の過程があり、施工する事業者が決まっているが、そもそも設計と施工をまとめてお願いしており、汎用の部品を使っているというわけではないことから、そこから先で施設を維持するためには、設計したところや関連会社に依頼して、維持、保全を行っているという認識である。
	事務局	葛岡工場が日立造船(株)、今泉工場は J F E エンジニアリング(株)である。
特許権が切れた後の見積もりについて	委員	特許の関係で、この事業者しかできないということだが、例えば25年と経過すると、もう特許権が切れている時期が出てくると考えられる。現実的には、細かいノウハウ等を持っているのがその事業者しかないのでは、結局

		<p>特許権が切れた後も、随意契約をしなければならないという可能性が高いかと思うが、ただその場合、その権利がもうそもそもないとすると、見積には当然反映させた方が、適切な場合が多いと考えられるので、今後の交渉の時はそれも検討してはどうか。</p>
	事務局	<p>1ヶ所だけであれば、その特許云々という話にもなるのかも知れないが、プラントやシステム全体の思想の部分になってくると、プラントのシステム全体で見た時に、他の事業者さんが参入できるかとなると、中々難しいと考えられる。設計の中でも反映するのは難しくなってくると思うが、特許の期間が切れれば当然対応可能かと考えられる。</p>
事業者選定の際に、維持管理の経費を評価の対象とするか	委員	<p>焼却炉の新設の段階で、毎年、修繕が必要であるということは分かっているわけで、新設工事の時に、その後のランニングコスト、ライフサイクルとしてのコストも含めて評価しているのか。例えば、そのプロポーザルでライフサイクルコストを踏まえて評価するというようなことは可能なかどうか教えてほしい。</p>
	事務局	<p>松森工場が一番新しい工場で供用開始からもうすでに十数年が経っているが、当時はプロポーザル制度では事業者選定を行っていない。</p> <p>仮に、これから先整備するようなプラントであれば、当然のことながら、プロポーザルや総合評価など、様々な方式を検討した上で、この中には、建てるまでのコストだけではなくて、維持するためのライフサイクルコストも評価の中に入れて検討するということになるかと考えられる。</p> <p>少なくとも、この松森工場を作るまでの中で、プロポーザルのような制度があつて評価しているということではないので、今後、対応としては、そういう評価の仕方も検討の中には加わってくるのかなと考えている。</p>

(4) その他

委員会審議対象事案の抽出方法の運用について

論点等	発言者	発言内容
案件抽出方法の運用について	事務局	<p>「仙台市入札等監視委員会運営要領」の3条に抽出の方法というのがあり、この第3条第3号で、「抽出する事案の数は原則として、前条第1号の入札方式の区分ごとにそれぞれ数件程度とする」としている。</p> <p>第2条の、第1号のアイウエにある、特例政令適用一般競争入札、制限付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約からそれぞれ数件程度、原則として抽出することとしているが、本日の会議資料のP.1をご覧くださいと、入</p>

	<p>札方式別の件数に大分開きがあるという状況である。今回に限らず、毎回このような開きが出ているが、以前は指名競争入札も一定程度件数があったが、制度改正の中で一般競争入札化が進んできていて、制限付き一般競争入札、一般競争入札の件数が大部分を占めるというような状況である。</p> <p>この「原則として」という規定があるということもあって、委員の方に抽出を行っていただく際、必ず入札方式毎に1件ずつ選ばなければならないという意識があると考えている。「入札の適正化」というところをお諮りする上で、件数の多い制限付き一般競争入札を、審議の中心として審議していただくというのが適正なのかと思うが、総数に対し抽出件数が少なくなるのは、「原則として」という規定にどうしても縛られてしまうところがあるため、「原則として」を、今後緩やかな運用としていけないかと考えている。ただし、案件によっては、審議した方がいいという案件も当然出てくるとは思うので、入札方式毎にそれぞれ1件以上ずつ選んでも問題ないと考えている。</p> <p>全ての入札方式区分から必ず1件以上ずつ選ぶということは、今までも原則として書いてあるが、必ずということではなく、状況に応じ、制限付き一般競争入札から10件すべて選ぶという抽出も可能としたい。つまり、工事の件名や、入札率、参加の形態等を勘案し抽出いただくことになるが、それぞれの入札方式区分から抽出する際は、この「原則として」という部分を緩やかな運用とすることを考えている。</p> <p>こちらについて、委員の皆さんのご意見をお伺いしたい。</p>
委員	<p>審議事案の抽出方法ということで、今まで4つの区分から数件ずつというか、少なくとも1つは選んでいたものを、「原則として」という考え方で、緩やかに、ケースによっては、全ての区分から抽出する必要はないのではないかと、いうことが1点。</p> <p>もう1つは、この運営要領で「原則として」ということで、その抽出方法を運用として緩やかにとらえるのか、それとも要領の改正まで含めて考えるのかということが1点。</p> <p>抽出方法の話と、要領改正の話、2点あるかと思うが、委員の皆さんからのご質問ご意見等をお願いしたい。</p>
委員	<p>今回抽出を行ったが、今、説明があった通り、今まで「指名競争からも随意契約からも選ばなくては」、というふうに考えていた。緩やかな運用にということになれば、案件数も一般競争入札の方が多いわけだが、だからといって、審議したい案件が指名競争だったり、随意契約だったりした場合は抽出するということもあるので、今回の提案に対しては賛成である。</p>

	委員	<p>確かに、今期の発注件数でいえば、指名競争入札は1件しかないが、この案件を選ばざるをえないという状況であったため、緩やかな運用とする考え方は分かった。</p> <p>ただ、委員が変わるごとに、きちんと説明しないと、条項上こうなっている、原則として選ばざるをえないのかと考えてしまうので、わざわざ要領を変えるほどでもないと考えているが、そこの引き継ぎだけしていただければと考える。</p>
	事務局	<p>事務局では、要領の改正も検討してきたが、過去の経過を見ると、平成14年度当時、入札等監視委員会が発足しており、その当時は予定価格3億円未満の案件を指名競争入札としていて、指名競争入札の件数が当時はかなり多かったという状況があった。</p> <p>その後、制度改正を経て、平成19年度以降は、指名競争入札は予定価格1,000万円未満の案件という制度になっているが、入札等監視委員会の審議の対象としているのは予定価格1,000万円以上の案件であるため、よほど特殊な案件でないと指名競争入札や随意契約は行っていないという状況になっている。</p> <p>制度改正を行うとすれば、「特殊な案件や、何かしらの理由がある案件」という考え方で、指名競争入札と随意契約を1つの区分として行うという検討も進めてはいたが、他都市の状況も確認したところ、指名競争入札と随意契約は抽出区分を分けている自治体が多かった。そうした他都市の状況を踏まえ、要綱や要領の改正のように踏み込んだところまでは、行わなくても良いのではないかと考えており、今後は運用として改めていきたいと考えている。</p> <p>先ほど、ご指摘のあったように、今後の引き継ぎについて、徹底したいと考えている。</p>
	委員	<p>ほかに、ご意見等ないようでしたら、提案のあった通り、引き継ぎの件も含めて、今後の事案抽出では、の抽出方法の原則を緩やかに運用するということで行っていききたいがよろしいか。</p>
	委員	<p>(了承)</p>

6 その他

(1) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

①次回の抽出委員は田中委員に依頼する。

②次回の委員会の日程は、令和3年5月17日15時からの予定である。

7 閉会